



新型コロナウイルス感染症の状況により、**イベント開催の可否、内容の変更**などがある場合があります。

最新の情報は市ホームページでご確認いただくか、問い合わせ先へご連絡ください。

お知らせ・募集

税金・保険・年金

令和4年度「国民健康保険税および「後期高齢者医療保険料」第8期納期限

国民健康保険課
☎ 内線 3712・3717、3722

令和4年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」第8期納期限は2月28日（火）です。納め忘れに「」ご注意ください。

「国民健康保険・後期高齢者医療制度」新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

国民健康保険課
☎ 内線 3712・3713、3727

適用期間が令和4年12月31日（土）から令和5年3月31日（金）に延長されました。

支給対象者

①浦添市の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人

②新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われた場合で、仕事ができなかった人（給与の支払いを受けている人に限る）

お知らせ・募集

国民健康保険被保険者証の更新受け付けが始まります

国民健康保険課 資格課
☎ 内線 3723

次の①、②のいずれかに該当する被保険者は、国民健康保険課窓口で保険証の更新が必要です。

①令和4年度国民健康保険税第7期までを1月31日（火）までに納付していない世帯の被保険者 ※平成17年4月2日以降生まれの被保険者は保険証

国民健康保険被保険者証の更新受け付けが始まります

国民健康保険課 資格課
☎ 内線 3723

次の①、②のいずれかに該当する被保険者は、国民健康保険課窓口で保険証の更新が必要です。

①令和4年度国民健康保険税第7期までを1月31日（火）までに納付していない世帯の被保険者 ※平成17年4月2日以降生まれの被保険者は保険証

▲軽OS Sについて詳しくはこちら

軽自動車保有関係手続きのワンストップサービス（軽OS S）

国民税課
☎ (876) 1273

1月から軽自動車保有するため必要な各種手続（申請や申告、納付等）をパソコンからインターネットで行うことができます。

軽OS S申請の注意事項

- ・軽OS Sの対象は「新車購入時」の手続きのみです。
- ・スマートフォンやタブレットからの申請はできません。
- ・二輪、原付、小型特殊は軽OS S申請の対象外です。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

▲軽自動車税納付確認システムが始まります

軽自動車税納付確認システム（軽JNK S）

国民税課
☎ (876) 1271

1月から軽自動車税の納付情報オンラインで確認できるようになりました。それに伴い、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になります。 ※三輪以上の軽自動車に限る。

次のようなケースは、従来通り納税証明書が必要となる場合がありますのでご注意ください。

- ・納付直後で、軽JNK Sに納付情報が登録されていない場合
- ・名義変更（中古車購入など）直後の場合
- ・他の市区町村へ引っ越した直後の場合

対象車両に過去の未納がある場合、詳しくは市ホームページをご覧ください。

▲地上デジタル放送の受信障害

地上デジタル放送受信障害に関する対策事業

国民税課
☎ (876) 1209

市では、米軍機が住宅地上空を通過することにより発生する地上デジタル放送の受信障害について、対策事業を実施します。受信障害が発生する世帯がありましたら、浦添市跡地未来課までご相談ください。

対象 対象地域が限定されています。詳しくは市のホームページまたは跡地未来課窓口でご確認ください。

※過去に手続きをしている場合、同じ内容で改めて申し込む必要はありません。

～令和5年度 市民税・県民税 兼 国民健康保険税～ 申告受付が始まります！

問い合わせ 浦添市役所 市民税課 ☎ (876) 1275 (直通)

期 間 **2月16日(木)～3月15日(水)** ※休日受付/2月19日(日)、26日(日)

時 間 平日/午前9時～午後4時 ※混雑状況により早めに受け付けを終了する場合があります。

会 場 **浦添市役所9階** ※市民税課(市役所2階)では受け付けていません。

**申告初日・最終日間近は大変混雑します！
早めの申告にご協力ください。**

1月末に市県民税の申告書を発送しています！ ※申告書が届くまでに1週間程度かかる場合があります。

申告書が送られてくる人

- 昨年、市県民税の申告をした人
- 昨年、浦添市へ引っ越した人

※申告書は、市役所2階 市民税課または申告会場でも配布しています。
※市ホームページからもダウンロードすることができます。

申告に必要なもの

- ①市県民税の申告書
- ②本人確認書類
マイナンバーカード、運転免許証など
- ③前年中の収入・経費を証明するもの
給与や年金の源泉徴収票、給与明細書、収入支出帳簿など
- ④諸控除の証明書類
ア.社会保険料の支払証明書など
イ.生命・地震保険料の控除証明書
ウ.医療費控除の明細書・医療費のお知らせなど
※領収書での申告不可、明細書作成必須
エ.障害者手帳、学生証など
オ.障害者控除対象者認定書
※いきいき高齢支援課で発行できます。
- ⑤その他
申告内容の確認に必要と思われるもの
※税務署から申告案内のハガキが届いた人は、申告時に持参してください。

申告書の提出はできる限り郵送で！
市県民税の申告書は郵送で提出できます。待ち時間が無く、自宅で申告書を作成でき、新型コロナウイルス感染拡大防止につながります。

郵送する書類

1. 市県民税の申告書
2. 本人確認書類の写し
3. 右欄の「申告に必要なもの」の③～⑤※コピー可

※収入がないという申告をする人は、1、2のみ郵送してください。

郵送先

〒901-2501
浦添市安波茶 1-1-1
浦添市役所 市民税課

注意事項

- ・申告書の控えが必要な人は、**返信用封筒（宛先記入、切手貼付）を同封**してください。
- ・添付書類は原則返却しません。
- ・証明書等の添付が無いと控除の適用はできません。

！ 申告の種類は大きく2つに区別されています！

市県民税の申告とは

市役所に「**市民税・県民税 兼 国民健康保険税申告書**」を提出すること。
※「所得税の確定申告」が必要と判断した場合は、税務署または確定申告会場へ案内することがあります。

所得税の確定申告とは

税務署または確定申告会場に「**確定申告書**」を提出すること。

▼下記に該当する人は「所得税の確定申告」が必要です

- 所得税の還付申告
- 青色申告
- 損失申告
- 雑損控除の申告
- 消費税の申告
- 土地、建物、株式の譲渡所得の申告
- FX・暗号資産等の申告
- 住宅借入金等特別控除の申告
- 亡くなられた人の申告（準確定申告）

所得税に関する問い合わせは、**北那覇税務署 ☎ (877) 1324** ※自動音声案内

※期間中の所得税申告・相談会場は、「浦添市産業振興センター・結の街」となります。
※北那覇税務署以外への直接の問い合わせはご遠慮ください。

